

全ト協の予算見直しに伴う 助成事業の取扱について

会員各位

令和2年7月20日
(一社)岡山県トラック協会

7月9日に行われた全日本トラック協会の令和2年度本予算の見直しに伴い、一部の助成事業の取扱が変更となったため、岡山県トラック協会での取扱についても変更となりますことをお知らせします。

詳細は下記をご覧ください。

1. 見直しとなる助成事業

- ア 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業
- イ 血圧計導入促進助成事業
- ウ 安全装置等導入促進助成事業

2. 助成事業の取扱

- ア 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業
- イ 血圧計導入促進助成事業

導入する機器の請求書の日付けが9月30日までのものは助成対象とする。
上記の場合、登録・支払いについては、10月以降でもよい。
請求書の日付けが10月以降のものは助成対象外とする。

- ウ 安全装置等導入促進助成事業

従来どおりとする。(岡山県トラック協会の要綱のとおり)

3. 受付期間

上記2. 助成事業の取扱に記載した助成対象となるものについては、岡山県トラック協会の各種助成事業の要綱のとおり(令和3年3月15日まで)受付を行う。